

令和 2 年第 2 7 回公安委員会会議録

日 時	自午後 1 時 3 0 分 1 1 月 5 日 (木曜日) 至午後 4 時 1 5 分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	小野委員長 下山委員 原委員 山本委員 高木委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長	

第 1 定例会議

1 検視業務に関する業務の合理化・効率化について

(1) 現状と課題

本県における年間検視数は約 2, 200 体に上り、1 体当たりの検視時間が数時間に及ぶことや、捜査員の体制が脆弱な執務時間外の取扱いも多いことから、現場捜査員の大きな業務負担となっている。

また、65 歳以上の高齢者の比率は約 75% (約 1, 600 体) を占める。

(2) これまでの取組

- 本部検視担当者 4 交替制勤務の導入
- 検察庁への書類送付方法の変更
- 報告様式の見直し
- 検視関係書類の電子データによる管理保存
- 検視実務専科及び同行検視研修による捜査員のスキルアップ

(3) 今後の取組

- 「捜査報告書作成補助ソフト」の導入
- 現場の状況等を映像で送受信する資機材の導入 (検討中)

【委員からの質問等】

委員から「年間の検視数が約 2, 200 体、つまり 1 日平均約 6 体ということには非常に驚いている」旨の感想が述べられ、さらに、「代行検視とはどういうものか」「検視体制の確保や担当者のスキルアップのほか、新たな人材の育成はどのようになされているのか」との質疑があり、警察側から「代行検視は、刑事訴訟法の規定に基づき、検察官が行う検視を警察官が代行して行うもので代行検視を行った後はその結果を書面にて検察官に報告している」「警察学校へ入校しての実務専科による教養のほか、本部検視担当者に同行させるなどの教養を行っている」旨の説明があった。

2 横断歩行者等妨害等違反取締り強化期間の実施結果について

(1) 目的

本県警においては、年末に向けた対歩行者事故の防止等を掲げた「第 4 四半

期における交通死亡事故抑止対策「人と車のよりよい関係」の実施」に基づき、各種対策を強化しているところであり、10月を「横断歩行者等妨害等違反取締り強化期間」として初めて設定し、県下全域において重点的な取締りを実施したものである。

(2) 実施期間

令和2年10月1日（木）から10月31日（土）までの間

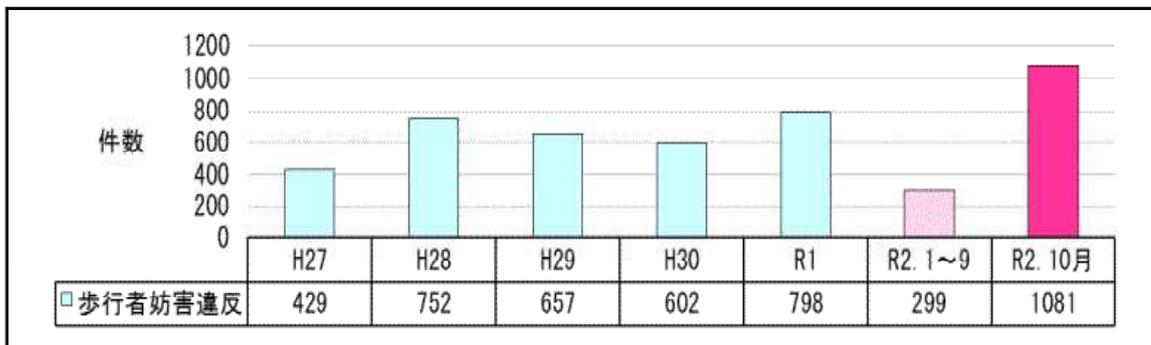
(3) 実施要領

県内23警察署の交通警察官、地域警察官等及び交通機動隊員が、交通事故の発生状況などを勘案した上で実施場所を選定し、交通指導取締りを実施した。

(4) 取締り実施結果

検挙件数 1081件（内訳 23警察署～990件、交機隊～91件）

※ 横断歩行者等妨害等違反の検挙件数推移



(5) 広報関係

10月16日（金）に公開取締りを実施し、テレビ、新聞等で大きく報じられた。

(6) 反響

違反者からは、「歩行者を意識していませんでした。今後、必ず止まります。」などの声があったほか、住民等からは「取締りをしている警察官をよく見かけるようになりました。」「止まってくれる車が増えました。」などの反響が寄せられている。

(7) その他

広報啓発活動として、交通ルール周知に向けたリーフレットの作成・配布、高校生の書道パフォーマンスによる交通ルールの周知、本部長自らによる熊本日日新聞夕刊の「一筆」コーナーへの2週にわたる投稿による意識啓発等を行い、取締りとの相乗効果を図った。

第2 報告・決裁等

1 熊本県公安委員会による交通規制の意思決定（信号機の新設等）についての決裁

交通規制課長から説明があり、決裁が行われた。

2 審査請求書受理の報告

広報県民課文書情報室長補佐から報告が行われた。

3 サイバー防犯ボランティア「KC3」の内閣総理大臣表彰受賞に伴う記念品贈呈についての報告

サイバー犯罪対策課長から報告が行われた。

4 菊池高校生徒による「闇バイト」被害防止啓発用クリアファイルの作成についての説明

少年課長補佐から説明が行われた。

5 令和2年第26回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

6 要望（R2No.19）受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

7 要望（R2No.20）受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。